

記入例

(宛先) 高島町長

請求日 令和〇年4月10日

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の施設等利用費

【令和〇年10月～令和〇年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、高島町に居住していることを高島町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを高島町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を高島町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を高島町が確認すること。

押印をお願いします。(振込先銀行印でなくても結構です。)

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)※1

フリガナ	タカハタ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和60年 1 月 10 日
氏 名	高島 太郎	現住所	高島町大字高島〇〇〇番地	電話	0238-52-1234

※1 施設等利用給付認定保護者の氏名は、施設等利用給付認定通知書の保護者氏名と同様に記入してください。

2. 認定子ども(1人につき1枚請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
生年月日	平成 26 年 9 月 1 日	フリガナ	タカハタ ハナコ
請求期間内の住所		氏 名	高島 花子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

3. 施設等利用費の振込先

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
〇〇 銀行・信用金庫 〇〇 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
口座の変更		
☒ 昨年と同様(変更なし) ☐ 変更した ☐ 新規	←今回が初めての請求となる場合には「新規」にチェックしてください。	
(※確認のため口座情報はご記入ください)		

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)(複数記入可)

①	フリガナ	アイイクオサナゴエン	所在地	高島町大字馬頭1015
	施設・事業名	あいいく幼稚園		電話: 0238-56-2544
	契約している利用料※2	☒ 月額 29,000 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
②	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			電話:
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
③	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			電話:
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記入して下さい。

※3 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の施設等利用費の請求額

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して小さい方) ※6
令和元年10月	29,000 円	円	29,000 円	37,000 円	29,000 円
令和元年11月	29,000 円	円	29,000 円	37,000 円	29,000 円
令和元年12月	29,000 円	円	29,000 円	37,000 円	29,000 円
請求額の合計					87,000 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証等）を添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額について、3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。また、幼稚園利用者については、幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となり、預かり保育の無償化支給額と合わせて月額1.13万円（満3歳児は住民税非課税世帯に限り月額1.63万円）まで利用料が無償化の対象となります。

※6 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は請求額の対象外となります。